

別表十五の二

「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が措置法第68条の66(交際費等の損金不算入)の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 措置法第68条の66第1項に規定する接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその連結法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。)であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項(③に掲げる事項を除きます。)を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいい、また、1人当たり5,000円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、御注意ください。

- ① その飲食費に係る飲食等(飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。)のあった年月日
- ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

2 記載の手順

この明細書は、まず各連結法人ごとに「6」から「21」までの各欄を記載し、次に「1」から「5」までの各欄を記載します(個別帰属額の計算を行う場合には、「22」又は「23」を最後に記載します。)

3 各欄の記載要領

税抜経理方式を選択適用している連結法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、御注意ください。

欄	記載要領	注意事項				
「中小連結法人の定額控除限度額3」	連結親法人の当期末における資本金の額又は出資金の額(以下「資本金額等」といいます。)の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。	資本金額等を有しない連結親法人については、措置令第39条の93(「資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等」)の規定により計算した金額を資本金額等とします。 非中小法人の判定については107ページを参照してください。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金額等の区分</th> <th>定額控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以下の法人(非中小法人を除きます。)</td> <td>(1)の金額又は 800万円×$\frac{\quad}{12}$相当額のうち少ない金額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金額等の区分	定額控除限度額	1億円以下の法人(非中小法人を除きます。)	(1)の金額又は 800万円× $\frac{\quad}{12}$ 相当額のうち少ない金額
資本金額等の区分	定額控除限度額					
1億円以下の法人(非中小法人を除きます。)	(1)の金額又は 800万円× $\frac{\quad}{12}$ 相当額のうち少ない金額					
上記以外の法人	0円					
	(注) 「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子の空欄には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。					

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名①～④」	交際費等を支出した連結法人の法人名を記載します。	
「6」から「17」までの各欄	連結法人別に、当期に支出した交際費等の額について、その科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「同上のうち接待飲食費の額21」	連結親法人の当期末における資本金額等が100億円を超える場合には、記載しないでください。	<p>交際費等に含まれる控除対象外消費税額等に相当する金額のうち飲食費に係る金額がある場合には、その金額を含めて記載してください。</p> <p>なお、その控除対象外消費税額等に相当する金額のうち飲食費に係る金額について接待飲食費として50%損金算入の適用を受けるためには、連結法人の帳簿書類に前ページの「1 この明細書の用途」の(注)に掲げる事項を記載する必要があります。これらの事項のうち⑤を記載した書類には、例えば、連結法人が合理的な方法によりその控除対象外消費税額等に相当する金額から飲食費に係る金額を算出した場合のその計算書類がこれに該当します。</p>
「個別帰属損金不算入額」の各欄	各連結法人の交際費等の損金不算入額に係る個別帰属額を計算する場合に記載します。	

4 根拠条文

措置法68の66、措置法令39の93～39の95、措置法規則22の61の4